

## 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 26 年 10 月 14 日  こ企第 583 号 局長決裁 <u>最近改正 令和 2 年 9 月 14 日  こ保運第 2700 号 局長決裁</u></p> <p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>1  子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 第 1 項各号に規定する事由については、別表 1 に定める基準によってその事由の有無の判断を行う。</p> <p>(利用調整の順位)</p> <p>2  別表 1 に規定する認定基準を満たし保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合は、当該利用の申込みに係る子どもについて、以下に規定するランクによりその利用を調整する。</p> <p>(1) 別表 2 に基づき、ランクを区分する。</p> <p>(2) 別表 2-2 に基づき、(1) で区分したランクの再調整を行う。</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3  上記 2 に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表 3 に基づき利用調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p>(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)</p> <p>4  上記 2 及び 3 の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第 4 条第 1 項に規定する利用申請書（以下、「利用申請書」という。）において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、ランクを I ランク、調整指数を-10 及び類型間の優先順位を⑩求職中として利用の調整を行う。</p> <p>また、利用申請書において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した者が複数名いるときは、別表 3 の＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整＞ 2 及び 3 に基づき利用調整順位を判断する。</p> <p>(委任)</p>	<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 26 年 10 月 14 日  こ企第 583 号 局長決裁 <u>最近改正 令和 3 年 9 月 10 日  こ保認第 359 号 局長決裁</u></p> <p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>1  子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 第 1 項各号に規定する事由については、別表 1 に定める基準によってその事由の有無の判断を行う。</p> <p>(利用調整の順位)</p> <p>2  別表 1 に規定する認定基準を満たし保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合は、当該利用の申込みに係る子どもについて、以下に規定するランクによりその利用を調整する。</p> <p>(1) 別表 2 に基づき、ランクを区分する。</p> <p>(2) 別表 2-2 に基づき、(1) で区分したランクの再調整を行う。</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3  上記 2 に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表 3 に基づき利用調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p>(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)</p> <p>4  上記 2 及び 3 の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第 4 条第 1 項に規定する利用申請書（以下、「利用申請書」という。）において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、ランクを I ランク、調整指数を-10 及び類型間の優先順位を⑨求職中として利用の調整を行う。</p> <p>また、利用申請書において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した者が複数名いるときは、別表 3 の＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整＞ 2 及び 3 に基づき利用調整順位を判断する。</p> <p>(委任)</p>

改正前	改正後												
<p>5 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p>	<p>5 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この基準は、令和3年9月10日より施行し、令和4年4月利用調整から適用する。</u></p>												
<p>別表1「保育の必要性の認定基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育の必要性の認定基準</th> <th>保育の必要性の事由の定義</th> <th>保育標準時間・保育短時間の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。</td> <td>(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。</td> <td>ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場</td> </tr> </tbody> </table>	保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分	1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。	ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場	<p>別表1「保育の必要性の認定基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育の必要性の認定基準</th> <th>保育の必要性の事由の定義</th> <th>保育標準時間・保育短時間の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。</td> <td>(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。</td> <td>ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場</td> </tr> </tbody> </table>	保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分	1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。	ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場
保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分											
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。	ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場											
保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分											
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。	ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場											

改正前			改正後		
	<p>ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。</p> <p>イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。)</p> <p>(2) 保護者が居宅内で原則として月64時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)</p>	<p>合は保育短時間の区分とする。</p> <p>ただし、アに該当する場合は除く。</p>		<p>ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。</p> <p>イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。)</p> <p>(2) 保護者が居宅内で原則として月64時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)</p>	<p>合は保育短時間の区分とする。</p> <p>ただし、アに該当する場合は除く。</p>
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	<p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)</p> <p>(2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>	2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	<p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)</p> <p>(2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	<p>(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。</p> <p>(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。</p> <p>(4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>	3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	<p>(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。</p> <p>(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。</p> <p>(4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)	<p>(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>	4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)	<p>(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>

改正前			改正後		
む。)を常時介護又は看護していること。	<p>(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。</p> <p>(4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として月64時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病床の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月64時間以上付添をしているものを含む。</p>		む。)を常時介護又は看護していること。	<p>(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。</p> <p>(4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として月64時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病床の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月64時間以上付添をしているものを含む。</p>	
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。	5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。	6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条	ア 月120時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。	7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条	ア 月120時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。

改正前			改正後		
	<p>第1項に規定する各種学校 その他これらに準ずる教育 施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44年法律第64号）第15条の 7第3項に規定する公共職 業能力開発施設において行 う職業訓練若しくは同法第 27条第1項に規定する職業 能力開発総合大学校におい て行う同項に規定する指導 員訓練若しくは職業訓練又 は職業訓練の実施等による 特定求職者の就職の支援に 関する法律（平成23年法律 第47号）第4条第2項に規 定する認定職業訓練その他 の職業訓練を受けているも の。</p>			<p>第1項に規定する各種学校 その他これらに準ずる教育 施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44年法律第64号）第15条の 7第3項に規定する公共職 業能力開発施設において行 う職業訓練若しくは同法第 27条第1項に規定する職業 能力開発総合大学校におい て行う同項に規定する指導 員訓練若しくは職業訓練又 は職業訓練の実施等による 特定求職者の就職の支援に 関する法律（平成23年法律 第47号）第4条第2項に規 定する認定職業訓練その他 の職業訓練を受けているも の。</p>	
8 保護者が児童虐待 を行っている又は配 偶者からの暴力を受 けていると認められ ること。	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法 律（平成12年法律第82号）第2 条に規定する児童虐待を行っ ている又は再び行われるおそれ があると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 （平成13年法律第31号）第1 条に規定する配偶者からの暴力 により小学校就学前子どもの保 育を行うことが困難であると認 められるもの。（(1)に該当する 場合を除く。）</p>	保育標準時間の区分とする。	8 保護者が児童虐待 を行っている又は配 偶者からの暴力を受 けていると認められ ること。	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法 律（平成12年法律第82号）第2 条に規定する児童虐待を行っ ている又は再び行われるおそれ があると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 （平成13年法律第31号）第1 条に規定する配偶者からの暴力 により小学校就学前子どもの保 育を行うことが困難であると認 められるもの。（(1)に該当する 場合を除く。）</p>	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休 業をする場合であっ て、当該保護者の当 該育児休業に係る子 ども以外の小学校就 学前子どもが特定教 育・保育施設、特定地 域型保育事業又は特	<p>(1) 保護者の育児休業開始日にお いて、児童が、次年度に就学を控 えているもの。（いわゆる年長 組）</p> <p>(2) 保護者の健康状態やその子ど もの発達上環境の変化が好まし くないと考えられる場合など、 児童福祉の観点から当該施設・</p>	保育短時間の区分とする。	9 保護者が、育児休 業をする場合であっ て、当該保護者の当 該育児休業に係る子 ども以外の小学校就 学前子どもが特定教 育・保育施設、特定地 域型保育事業又は特	<p>(1) 保護者の育児休業開始日にお いて、児童が、次年度に就学を控 えているもの。（いわゆる年長 組）</p> <p>(2) 保護者の健康状態やその子ど もの発達上環境の変化が好まし くないと考えられる場合など、 児童福祉の観点から当該施設・</p>	保育短時間の区分とする。

改正前			改正後		
定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。		定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。	
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

別表2 「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	B

別表2 「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間の労働に従事又は内定している。	F
(削除)	(削除)	(削除)

改正前			改正後		
(内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	C	(削除)	(削除)	
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	D	(削除)	(削除)	
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	E	(削除)	(削除)	
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	F	(削除)	(削除)	
	就労時間月64時間の労働に従事又は内定している。	G	(削除)	(削除)	
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G	2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E		通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A	3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B		身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E		身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A	4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B		重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C		病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F		病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A	5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E	6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H	7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A	8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ1週35時間以	A	9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ1週35時間以	A

改正前			改正後				
	上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。			上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。			
10	市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I	10	市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1	11	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1
別表2-2「その他の世帯状況」			別表2-2「その他の世帯状況」				
<p><u>1</u> ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p> <p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者の失業</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請する場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合（2つ引き上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園を利用している児童が <u>1号から2号に認定区分を変更し、引き続き当該施設の利用を希望する場合</u></p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>			<p><del>(削除)</del> ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p> <p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者が <u>失業している場合</u></p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園 <u>(保育利用)</u> を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園 <u>(保育利用)</u> に再度利用の申請をする場合（2つ引き上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園の <u>教育利用</u> をしている児童が、引き続き <u>同一の認定こども園の保育利用</u> を申請する場合</p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>				
別表3「調整指数一覧表」			別表3「調整指数一覧表」				
(別紙)			(別紙)				



別表3 「調整指数一覧表」

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容	備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。 <u>(卒園時に育児休業を取得しており、育児休業明けで認可保育所の利用申請をする場合も含む)</u>	5 原則、卒園証明書等証明資料がある場合に適用します。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を育児休業のために利用を止め、復職時に利用申請をする場合。	5 原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。)	3 ・利用申請時点で保育を必要とする要件がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1 ・原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5 元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3
	保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3 元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	2 元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	1 又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3 元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。	
通信制大学、通信教育の学生である。	-1	
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園において、1号から2号に認定区分が切り替わった場合。	5
	単身赴任。	2
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1
ひとり親世帯等	元のランクが「1 (1) 居宅外労働(外勤・居宅外自営)のE又はF」か「1 (2) 居宅内労働(内勤・居宅内自営)のF又はG」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2 上2行の点数と重複して適用します。
保育士	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7
	元のランクが「9 保育士」の場合。	-1 当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4
	きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。(多胎児の同時申請を除く。)	3

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位 (①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

改正前

別表3 「調整指数一覧表」

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容	備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。 <u>(削除)</u>	5 原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1 原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5 原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。)	3 原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5 元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3
	保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3 元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	2 元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	1 又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3 元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。	
削除	削除	削除
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5
	単身赴任。	2
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1
ひとり親世帯等	元のランクが「1 就労」のE又はF」か「(削除)」「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2 上2行の点数と重複して適用します。
保育士	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7
	元のランクが「9 保育士」の場合。	-1 当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4
	きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園(保育利用)を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。(削除)	3

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位 (①~⑩の順) ① 災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 (削除) ⑥就労(内定) ⑦就学等 ⑧出産 ⑨求職中
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

改正後